美濃加茂市社会福祉協議会 地域交流機器等貸出事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人美濃加茂市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が、 地域福祉や地域交流を目的とした事業での利用のために地域交流機器、福祉教育機器及び 防災啓発機器等(以下「貸出用備品」という。)を貸し出す際の手続きについて必要な事項 を定めるものとする。

(貸出用備品)

第2条 貸出用備品は別表のとおりとする。

(貸出先)

- 第3条 貸出先は、美濃加茂市内の団体であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 自治会
 - (2) 本会登録のボランティア団体及びふれあい・いきいきサロン登録団体
 - (3) 子ども会
 - (4) まちづくり協議会
 - (5) 行政機関
 - (6) 社会福祉協議会各支部
 - (7) 社会福祉団体
 - (8) 社会福祉施設
 - (9) 幼稚園・保育園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校
 - (10) その他本会会長(以下「会長」という。)が認める団体及び個人

(貸出対象事業)

- 第4条 貸出の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 地域住民の交流を推進することを目的とする事業
 - (2) 地域住民の福祉教育を目的とする事業
 - (3) 防災及び減災を目的とする事業
 - (4) その他会長が認める事業
- 2 次の各号のいずれかに該当する事業については、備品の貸出を行わないものとする。
 - (1) 営利を目的とする事業
 - (2) 特定の政党の利害に関する事業
 - (3) 特定の教派、宗派もしくは教団等を支援する事業

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、原則4日以内とする。ただし特別な事情がある場合は、会長の認める

限りにおいて貸出期間を延長することができる。

(貸出料金)

第6条 貸出料金は無料とする。

(貸出申込)

第7条 貸出用備品を借り受けようとするものは、貸出日の3か月前から貸出日の前日まで に備品貸出申込書 (様式第1号)を会長に提出しなければならない。

(貸出用備品の返却)

第8条 貸出用備品を借り受けたもの(以下「使用者」という。)は、当該貸出用備品の貸出 期間が満了、もしくは使用する理由が消滅した場合に、当該貸出用備品を速やかに会長 が指定する場所へ返還しなければならない。

(禁止事項)

- 第9条 貸出用備品に関して、使用者は次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - (1)貸出用備品は、申請した目的以外に使用してはならない。また、貸出用備品を他の団体等に譲渡又は貸与してはならない。
 - (2)貸出用備品を売却、交換してはならない。
 - (3) 使用した備品や付属品は必ず清掃して返却することとし、清掃が未実施の場合や不十分な場合には、再清掃の実施もしくは相応の清掃費用を本会に支払わなければならない。

(使用の制限及び取消)

- 第10条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときには、貸出を取り消すことができる。
 - (1) 使用者がこの要綱に違反したとき。
 - (2) 災害等やむを得ない事情があったとき。
 - (3) その他会長が必要であると認めたとき。

(管理責任)

- 第 11 条 使用者が貸出用備品を使用するにあたって発生した事故については、使用者がすべて責任を負うものとし、本会は一切の責任を負わない。
- 2 使用者は、貸出用備品を紛失及び破損させた場合、本会に速やかに報告し、実費負担で修 繕もしくは弁償しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。